平成２１年（フ）第６９６３号
大阪府門真市速見町８番25―702号
債務者　横山　咲子
1　決定年月日時　平成21年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６９６５号
大阪府東大阪市稲田新町２丁目29番16号　サンハイツ稲田505号
債務者　清水　信行
1　決定年月日時　平成21年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６９７０号
大阪府吹田市上山手町26番３―504号
債務者　岡田　和子
1　決定年月日時　平成21年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６９７６号
大阪府枚方市渚西１丁目41番４―402号
債務者　髙坂　静雄
1　決定年月日時　平成21年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６９７７号
大阪市平野区瓜破西３丁目１番９号　ベルフォーレ平野１―101
債務者　大和　　誠
1　決定年月日時　平成21年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６９８３号
大阪府茨木市高田町10番３―206号　青木方、住民票上の住所大阪府高槻市柳川町１丁目１番８―305号
債務者　尾本　芳文
1　決定年月日時　平成21年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４５号
香川県高松市屋島西町2366番地11
債務者　鴻上　良尊
1　決定年月日時　平成21年９月８日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第２９７号
香川県高松市庵治町5176番地
債務者　黒田　祝子（旧姓多田）
1　決定年月日時　平成21年９月８日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第３２２号
香川県高松市前田西町446番地18
債務者　多田　政子（旧姓篠原・藤井）
1　決定年月日時　平成21年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第２０１号
佐賀県佐賀市南佐賀１丁目13番１―602号
債務者　山中　直子
1　決定年月日時　平成21年９月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２０６号
佐賀県神埼市千代田町境原1486番地３
債務者　柳田　　晃
1　決定年月日時　平成21年９月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２１８号
佐賀県小城市小城町59番地５
債務者　阿津坂すみ子
1　決定年月日時　平成21年９月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２２１号
佐賀県佐賀市本庄町大字袋363番地７
債務者　川﨑　紀子
1　決定年月日時　平成21年９月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２７１号
佐賀県佐賀市与賀町３番19号
債務者　糸山みつ子
1　決定年月日時　平成21年９月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３０４号
佐賀県佐賀市大和町大字東山田3200番地55
債務者　池田　一夫
1　決定年月日時　平成21年９月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２２６号
千葉県鎌ケ谷市南鎌ケ谷１丁目６番９号
債務者　奥濱　辰子
1　決定年月日時　平成21年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月５日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第５７７号
千葉県松戸市日暮３丁目６番地の３松戸市営八柱住宅501号
債務者　瀧田　　齋
1　決定年月日時　平成21年９月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月５日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部